

週休2日工事（受注者希望型）試行要領

令和8年2月2日 7南管財第487号

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和6年4月より建設業において改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制が適用され、建設業における週休2日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取組として、建設業の「週休2日」を推進することを目的とする。

2. 対象工事

原則、南島原市が発注する建設工事において、以下のいずれにも該当しない工事を対象とする。ただし、森林土木事業に関する工事においては、「長崎県 森林土木事業 週休2日工事（受注者希望型）試行要領」を準用するものとする。

(1) 災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法第33条許可対象工事）

※地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（除雪工事や応急復旧工事）

※災害復旧工事のうち、災害査定後に実施される本復旧工事は、本要領の対象工事とする。

(2) 現場での実作業期間が短期間であることが想定される工事

(3) 発注部局の長が対象工事に適さないと判断する工事

3. 週休2日の考え方

(1) 現場閉所等

ア 現場閉所とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

また、現場閉所日には、対象工事の元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）は原則として休暇とし、下請業者に対しても協力を依頼するものとする。

イ 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

また、現場休息日には、対象工事の元請技術者等は原則として休暇とし、下請業者に対しても協力を依頼するものとする。

(2) 週休2日

ア 完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。ただし、悪天候の影響等により、受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を設定する。土日に代わる現場閉所日は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所等を行うものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所等を行ってれば、完全週休 2 日(土日)を達成しているとみなす。

イ 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所等を行った日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%以上となる現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所等では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所等を行っている場合に、月単位の週休 2 日を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休 2 日

対象期間内において、現場閉所率が、28.5%以上となる現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成通知日までの期間とし、本工事の実施に必要な準備・撤去作業等の期間も含むものとする。（工事看板や現場事務所等の設置・撤去、現地調査、着工前測量なども対象期間に含む。）なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間は含まない。

イ 降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日についても、「現場閉所等」及び「技術者等の休暇」の双方を満たす場合は、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 業務の流れ

(1) 工事発注時

ア 発注者は、当初設計時に「月単位の週休 2 日」の達成を前提として経費の補正を行い、特記仕様書に当該工事が週休 2 日対象工事である旨を記載する。

イ 補正係数は、適用する積算基準に基づいて積算する。

ウ 当初発注時点において、現場閉所等による週休 2 日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示する。

(2) 工事契約後（工事着手前）

ア 受注者は、施工計画書の提出前までに、「週休 2 日の実施の有無」を工事打合せ簿により監督職員へ協議するものとする。また、週休 2 日を実施する場合は、「週休 2 日の実施パターン（「完全週休 2 日（土日）」または「月単位の週休 2 日」）」を明記するものとする。

イ 受注者は、週休 2 日を実施する場合は、その取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し、監督職員へ提出するものとする。

ウ 監督職員は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当でないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。

エ 受注者は、当初設定された工期が、週休 2 日を実施するにあたって妥当でないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。発注者が妥当であると判断した場合には、変更契約の対象とする。

(3) 工事施工時

- ア 受注者は、対象期間中、現場に看板等により「週休 2 日工事」であることを掲示することで現場周辺へ「宣言」するものとする。
- イ 受注者は、実施工程表等により、「週休 2 日」の実施状況を取りまとめ、月 1 回監督職員へ報告するものとする。
- ウ 監督職員は、施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、受注者の負担とならないよう既存資料（出勤簿・出面表等）や任意様式等により週休 2 日の取組状況を適宜確認する。
- エ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所等の予定日を記載した実施工程表等を受注者より受領し、現場閉所等の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、実施工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行うものとする。
- オ 週休 2 日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所等による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。

(4) 最終変更時

- ア 受注者は、工事完成通知日（見込）決定後速やかに、現場閉所等の結果が確認できる実施工程表等を作成し、監督職員へ報告するものとする。
- イ 監督職員は、受注者が工事着手前に「完全週休 2 日（土日）」の実施を選択した上で、その達成が確認できた場合は、「完全週休 2 日（土日）」の補正係数により変更契約を行う。
- ウ 監督職員が、現場閉所等の達成状況を確認した結果、「月単位の週休 2 日」に満たない場合、または、工事着手前に受注者が週休 2 日の実施を選択しなかった場合は、補正係数を減じた変更契約を行う。
- エ 受注者が、工事着手前に「月単位の週休 2 日」を選択した場合に「完全週休 2 日（土日）」を達成したとしても、補正係数は「月単位の週休 2 日」の補正係数とする。
- オ 港湾・漁港請負工事積算基準を適用する工事については、週休 2 日の補正係数が「月単位の週休 2 日」のみであることから、「完全週休 2 日（土日）」を達成したとしても、補正係数の変更は行わない。

(5) 工事成績評価における評価

- ア 「南島原市建設工事成績評価要領」対象工事のみ、竣工時に評価する。
- イ 通期の週休 2 日以上現場閉所等が達成された場合には、以下の工事成績評価の審査項目別運用表にて評価を行う。

(ア) 土木工事

- a 主任監督員の 2. 施工状況、II. 工程管理において、「休日の確保を行っている。」及び「その他（理由：通期の週休 2 日以上を実施）」の項目にて評価する。
- b 担当課長の 2. 施工状況、II. 工程管理において、「工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。」及び「その他（理由：通期の週休 2 日以上を実施）」の項目にて評価する。

(イ) 災害復旧工事

- a 主任監督員の2. 施工状況、Ⅱ. 工程管理において、「休日の確保を行っている。」及び「その他（理由：通期の週休2日以上を実施）」の項目にて評価する。
- b 担当課長の2. 施工状況、Ⅱ. 工程管理において、「工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。」及び「その他（理由：通期の週休2日以上を実施）」の項目にて評価する。
- c 担当課長の4. 工事特性、Ⅰ. 施工条件等への対応において、Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応の「事故や災害発生直後等への緊急的な対応が必要な工事」及び、Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応の「被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事」の項目にて評価する。

(ウ) 建築工事

- a 主任監督員の2. 施工状況、Ⅱ. 工程管理において、「休日・代休の確保を行っている。」及び「その他（理由：通期の週休2日以上を実施）」の項目にて評価する。
- b 担当課長の2. 施工状況、Ⅱ. 工程管理において、「配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。」及び「その他（理由：通期の週休2日以上を実施）」の項目にて評価する。

5. 留意事項

- (1) 監督職員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所等の前日などに、現場閉所等の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (2) 受注者は、労働基準法第35条（休日）を逸脱してはならない。

（休日）

第三十五条

使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を与える使用者については適用しない。

6. 適用

令和8年4月1日以降に起工する建設工事から適用する。

別表（週休 2 日補正係数）

（1）土木工事標準積算基準、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準、

水道事業実務必携による工事

補正係数区分	補正係数	
	月単位の週休 2 日 （当初積算）	完全週休 2 日（土日）
労務費	1.02	1.02
共通仮設費	1.01	1.02
現場管理費	1.02	1.03

（2）港湾・漁港請負工事積算基準による工事

補正係数区分	補正係数	
	月単位の週休 2 日（当初積算）	
労務費	1.02	
共通仮設費	1.02	
現場管理費	1.03	

（3）土地改良工事積算基準（土木）による工事

補正係数区分	補正係数	
	月単位の週休 2 日 （当初積算）	完全週休 2 日（土日）
労務費	1.02	1.02
共通仮設費	1.04	1.05
現場管理費	1.05	1.06

（4）公共建築工事積算基準及び公共建築工事標準単価積算基準のよる工事

補正係数区分	補正係数	
	月単位の週休 2 日 （当初積算）	完全週休 2 日（土日）
労務費	1.02	1.02
現場管理費	—	1.01

※市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費の補正については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和 7 年 3 月 25 日付け国営積第 7 号）を準用する。なお、とりこわし工事及び撤去工事（設備工事を含む。）の場合は、「表 A-2 建築工事の補正率」における仮設工事を準用する。

(5) 土木工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位 (当初積算)	完全週休2日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

(6) 土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位 (当初積算)	完全週休2日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含侵工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

(7) 港湾・漁港工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数
		月単位(当初積算)
底面工		1.01
マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)		1.00
支保工		1.02
足場工		1.01
鉄筋工		1.02
吊鉄筋工		1.02
型枠工		1.02
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.02
	ポンプ車打設以外	1.02
止水板工		1.02
上蓋工		1.02
伸縮目地工		1.01
係船柱取付工		1.02
防舷材取付工		1.02
車止・縁金物取付		1.02
係船柱撤去		1.02
防舷材撤去		1.02
車止撤去		1.02
電気防食取付		1.02
防砂目地板取付工	陸上施工	1.02
	水中施工	1.02
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)		1.02
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)		1.01
ペトロラタム被覆		1.02
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.02
	水中施工	1.02
かき落とし工		1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.01
汚濁防止枠設置・撤去		1.01
灯浮標設置・撤去		1.01
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.00
	海上目視点検作業船なし	1.02
異形ブロック製作 型枠工		1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工		1.02
異形ブロック製作 給熱養生		1.01

週休 2 日工事における現場閉所等の実施

本工事は、週休 2 日工事（受注者希望型）であり、月単位の週休 2 日となる現場閉所等を行うための費用を計上している。受注者は、週休 2 日を実施するか選択できるものとし、実施の有無と実施する場合の週休 2 日のパターン（完全週休 2 日（土日）または月単位の週休 2 日）について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うこと。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所等を行うほか、以下の（1）から（7）によるものとし、工事完成通知日（見込）決定後速やかに、実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告すること。

ただし、実施しない場合においても労働基準法第 35 条（休日）を逸脱してはならない。

工事契約後、週休 2 日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所等による週休 2 日の対象外とする作業と期間を別途定める。

- （1）週休 2 日は工事着手日から工事完成通知日までの期間において、完全週休 2 日（土日）または月単位の週休 2 日（現場閉所率 28.5%以上）となる現場閉所等を行ったと認められる状態であることとする。

完全週休 2 日（土日）を実施する場合において、悪天候の影響等により、受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を設定する。土日に代わる現場閉所日は同一の週で指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所等を行うこと。また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所等を行ってれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

月単位の週休 2 日を実施する場合において、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所等では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所等を行っている場合に、月単位の週休 2 日を達成しているものとみなす。

- （2）現場閉所等による週休 2 日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休 2 日対象外作業	
週休 2 日対象外期間	

- （3）現場閉所日には、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態とする。

- （4）元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）は現場閉所等にあわせて、必ず休日とすること。

(5) 受注者は、当初設定された工期が週休 2 日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うこと。発注者が妥当であると判断した場合は、変更契約の対象とする。

《土木工事標準積算基準、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準、
水道事業実務必携使用の場合》

(6) 工事着手前に完全週休 2 日（土日）の実施を選択した上で、その達成が確認できた場合は、完全週休 2 日（土日）の補正係数により変更契約を行う。また、月単位の週休 2 日に満たない場合、並びに工事着手前に受注者が週休 2 日の実施を選択しなかった場合は、補正係数を減じた変更契約を行う。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【完全週休 2 日（土日）：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

【月単位の週休 2 日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.01
- ・現場管理費：1.02

《港湾・漁港請負工事積算基準使用の場合》

(6) 月単位の週休 2 日に満たない場合、並びに工事着手前に受注者が週休 2 日の実施を選択しなかった場合は、補正係数を減じた変更契約を行う。また、完全週休 2 日（土日）を達成したとしても、補正係数の変更は行わない。

なお、週休 2 日の補正係数については、下記のとおりとする。

【月単位の週休 2 日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.03

《土地改良工事積算基準（土木）使用の場合》

(6) 工事着手前に完全週休 2 日（土日）の実施を選択した上で、その達成が確認できた場合は、完全週休 2 日（土日）の補正係数により変更契約を行う。また、月単位の週休 2 日に満たない場合、並びに工事着手前に受注者が週休 2 日の実施を選択しなかった場合は、補正係数を減じた変更契約を行う。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【完全週休 2 日（土日）：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.05
- ・現場管理費：1.06

【月単位の週休 2 日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.04
- ・現場管理費：1.05

《公共建築工事積算基準、公共建築工事標準単価積算基準使用の場合》

(6) 工事着手前に完全週休 2 日（土日）の実施を選択した上で、その達成が確認できた場合は、完全週休 2 日（土日）の補正係数により変更契約を行う。また、月単位の週休 2 日に満たない場合、並びに工事着手前に受注者が週休 2 日の実施を選択しなかった場合は、補正係数を減じた変更契約を行う。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【完全週休 2 日（土日）：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・現場管理費：1.01

【月単位の週休 2 日：補正係数】

- ・労務費：1.02

(7) 受注者は、対象期間中、現場に看板等により「週休 2 日工事」であることを掲示することで現場周辺へ「宣言」すること。